

八王子市東浅川保健福祉センター貸室利用要領

I 基本事項

1 開館時間

9時から21時まで

2 利用区分

(1)集会室・体育室

「午 前」＝ 9時00分から11時45分

「午後A」＝12時00分から14時45分

「午後B」＝15時00分から17時45分

「夜 間」＝18時15分から21時00分

※ 利用時間には、準備・後片付けの時間も含まれます。

(2)視聴覚室・創造活動室・教養娯楽室・パソコン室・調理実習室

「午 前」＝ 9時00分から12時00分

「午 後」＝13時00分から17時00分

※ 利用時間には、準備・後片付けの時間も含まれます。

※ 登録団体のみ。一般の方は利用できません。

(3)団体交流室

9時00分から17時00分

※ 登録団体のみ。一般の方は利用できません。

3 休館日

毎月第2月曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に休館する場合があります。

最新の情報は、市ホームページをご確認ください。

Ⅱ 高齢者・障害者・ボランティア団体

◎ 団体登録をすると、施設の使用料が減免され、優先的に利用することができます。

1 団体登録(利用)の条件

(1) 高齢者団体の登録条件

市内に住所を有する60歳以上の方で、構成員10人以上かつ団体の事務所等が市内にあること。
ただし、団体の活動内容や目的によっては登録できない場合があります。

※ 構成員に市外の方や60歳未満の方がいる場合、高齢者団体の登録はできません。

ただし、該当しない方でも講師に限り2名まで登録を認めます。

※ 同じ種目で複数の団体の構成員になることはできません。

(2) 障害者団体の登録条件

次のどちらかにあてはまる障害者団体です。

① 市内に住所を有する障害者(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方)5人以上を含む10人以上の障害者団体。

② 市(障害者福祉課)が補助している障害者団体。

(3) ボランティア団体の登録条件

活動目的が八王子市社会福祉協議会から認定登録されている団体で、かつ当該団体の事務所等が市内にあり高齢者又は障害者をボランティアの対象とする団体。

※ 障害者団体とボランティア団体は、活動拠点が八王子市内であれば、市外の方も構成員として認めています。

2 団体登録の手続き

(1) 受付にて「東浅川保健福祉センター施設利用登録・変更申請書(団体用)」と「団体利用登録者名簿」に必要事項を記入のうえ、当センター1階受付に提出して下さい。

なお、併せて代表者の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証等)を提示して下さい。

障害者団体については、「障害者団体登録証」があれば提示して下さい。

(2) 内部審査(約2週間)後、窓口にて「利用登録決定通知書」をお渡しします。

当センターの貸室をご利用の際には「利用登録決定通知書」を忘れずにお持ち下さい。

(3) 代表者・構成員・団体名等に変更があった場合は、その都度変更の手続きが必要となります。

3 団体登録の更新の申請(有効期限)

団体登録については、2年に1回(その年の8月20日から11月末日(その日が休館となる場合はその前日)までに)更新の申請をして下さい。更新の申請をしないと、翌年1月1日以降に登録が取消しになります。

取消しになった場合、再登録の申請手続きが必要となります。再度上記「2団体登録の手続き」を行ってください。

4 利用申請の方法

団体登録をすると、一般の方より優先して施設を予約することができます。

(1)集会室・体育室の場合

インターネットもしくは受付窓口端末から八王子市施設予約システムをご利用ください。

①【優先予約】抽選申込期間

利用日の3か月前の月の8日から15日までの間に抽選申込ができます。

※抽選申込件数は月10件までとし、当選件数は5件までです。

②【優先予約】当選の確定

抽選申込を行った月の16日に抽選を行い、17日から同月末日までに当選の確定又は辞退を行って下さい。

当選した分については、当選の確定をもって予約となります。

③【優先予約】申込期間(抽選分確定後)

利用日の2か月前の月の1日から7日までは優先予約の申込期間になります。

抽選による当選分を含む5件まで、空いている区分を一般の方に優先して予約することができます。(先着順)

④ 予約

利用日の1か月前の月の7日までに予約できるのは、抽選による当選分を含む5件までになりますが、利用日の1か月前の8日以降は、空いている区分を回数の制限なく予約することができます。

※ただし、連続しての予約は3日までです(部屋の種類問わず)。

⑤ 利用申請

当選の確定をされた日、もしくは予約日から利用日までの間に「利用登録決定通知書」を持参のうえ、利用申請をして下さい。

※集会室・体育室等は10名以上で利用の場合のみ使用料が減免されます。

※10名未満で使用する場合は一般利用(有料)となりますので、個人利用登録を行い一般での利用をお願いします。

※利用料金等は、予約確定時の名義に基づき決定されます。名義変更は、原則認めません。

(2) 視聴覚室・創造活動室・教養娯楽室・パソコン室・調理実習室の場合

① 利用希望申請期間

利用日の4か月前の月の25日頃に空き室の予定表を館内に掲示します。

予定表を参考に利用日の3か月前の月の1日から10日21時までに、受付もしくはFAXにて「利用希望申請書」を提出して下さい。

※利用希望申請は月4件までとなります。

② 利用希望申請の重複

利用希望申請が他の団体と重複した場合は抽選となります。抽選になった旨の連絡は行いません。

③ 抽選

利用日の3か月前の月の15日にセンター職員が行います。

コマごとの抽選です。(1日通しの予約の場合は1日ごとに行います)

落選した場合のみ連絡しますので、抽選日当日にセンターから連絡がなければ当選です。

④ 利用申請(無抽選分)

3か月前の月の18日から利用日までに抽選が無かった分の利用申請を、「利用登録決定通知書」持参のうえ受付で行って下さい。

⑤ 利用申請

利用日の3か月前の月の18日から利用日までは、空いている区分を件数制限なしに利用申請をすることができます。

※ただし、連続しての予約は3日までです(部屋の種類問わず)。

※パソコン室については1団体につき1か月4件を超えるご利用はできません。

※教養娯楽室の団体利用は、年末年始を除く土・日・祝祭日のみの利用となります。

※視聴覚室・創造活動室・教養娯楽室・調理実習室は10名以上での利用のみとなります。

10名未満での利用はできません。

※その他、団体交流室のロッカーが利用できます。ただし数に限りがありますので、受付までお問い合わせ下さい。

Ⅲ 市内、市外一般個人の方(体育室、集会室)

※ 使用料は有料となります。

1 個人利用登録

利用には、個人利用登録後に発行される「利用登録決定通知書」が必要です。

登録するには、住所・氏名・年齢など本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証・学生証等)をお持ちのうえ、「東浅川保健福祉センター施設利用登録・変更申請書(個人用)」を当センター1階受付に提出して下さい。

なお、登録できるのは16歳以上で手続きをする本人のみとなります。

また、法人での登録をすることもできます。法人の所在地等確認できるものと来館者の本人確認ができるものを提示して下さい。

2 個人登録の有効期限

個人登録の有効期限は、登録(更新)後2回目の誕生日の翌月末、会社等で申請の場合は2年後の申請日の翌月末とし、有効期限までに継続の手続きを行わない場合、登録は消滅します。

更新手続きは有効期限の3か月前から受け付けています。

※ 登録が消滅した場合、再登録の申請手続きが必要となります。

※ 登録消滅後他施設で再登録した後、当施設を利用する場合は当センターでも再登録の申請手続きが必要となりますので、受付にて申請をお願いします。

3 予約

利用日の2か月前の月の8日(市外の方は、1か月前の8日からとなります。)から、インターネットもしくは受付窓口端末にて、空いている区分を予約することができます。

※件数の制限はありませんが、連続しての予約は3日までです(部屋の種類問わず)

4 利用申請

ご利用になる日の利用時間前までに、受付で使用料を支払い、利用申請を行って下さい。
当日キャンセルは、原則認めません。

5 使用料

券売機で利用券を購入して下さい。

券売機は、現金の他に電子マネー及びスマートフォン決済が利用可能です。

千円札以外の紙幣の使用はできません。

また、受付での両替はできませんのでご注意下さい。

IV 施設利用全般に関する事項

1 事前申請

- (1) 75名を超える人が集まり、準備期間のかかる集会等で次項に該当する団体については、利用日の6か月前の1日から事前申込書にて、優先利用の予約をすることができます。ただし、やむをえない事情等がある場合、予約後であっても予約を取り消させていただく場合があります。なお、利用申請は別途必要となります。
- (2) 事前申請の条件は、次のいずれかに該当する団体です。
 - ① 高齢者・心身障害者の福祉・教養の向上及び市民の健康増進を図ることを目的とした団体。
 - ② 国・都・市など公共団体からの協賛・後援・依頼のある団体。
- (3) 防災・防火上の理由から、利用日まで避難誘導員名簿の提出をお願いします。
- (4) 事前予約の件数は、1 か月につき最大 2 回までとさせていただきます。また、体育室については、2 か月につき最大 2 回までとさせていただきます。

2 キャンセルについて

- (1) 減免団体の場合
 - ① 二重貸出等のトラブルを避けるため、利用承認書・使用料減額・免除決定通知書を回収させていただきます。
 - ② 利用日の前日(前日が休館日の場合はその前日)までにお申し出下さい。
- (2) 一般個人の方の場合
 - ① 利用日の前日(前日が休館日の場合はその前日)までに取消処理をして下さい。
 - ② 一度お支払いされた使用料については、原則として返還できません。
- (3) ペナルティー
以下の事実が発生した場合は、その日より2か月後の1日から3か月間一切の申込みができなくなります。
ただし、ペナルティー開始前の申込分については有効となります。
 - ① 施設を利用するにあたって、ルールを守らなかった場合
 - ② 迷惑行為を行った場合
 - ③ 当日のキャンセル(無断キャンセルを含む。)
※ 施設をできる限り多くの市民の方に利用頂くため、当日のキャンセルはペナルティーの対象となります。
※ 熱中症予防のため、八王子における暑さ指数が 35 以上の場合はキャンセル連絡をすることで、当日キャンセルでもペナルティーとなりません。

(例)8月10日に当日キャンセルをされた場合、10月1日よりペナルティーを開始し、12月31日まで一切の申込みができなくなります。

3 体育室の利用にあたって

- (1)体育室全面の利用時、バスケットコートの場合は1面、バレーコートの場合は1面、テニスコートの場合は1面、バトミントンコートの場合は3面のスペースの確保が可能です。
- (2)バスケットゴールは、体育室全面で2台、2/3・1/2・1/3面では、1台を利用できます。
- (3)卓球台は、体育室全面で12台、2/3面で8台、1/2で6台、1/3で4台利用できます。
- (4)体育室でのダンスサークル同士の利用はできません。(放送設備を使用する為)
- (5)体育室を全面利用のところ1/2面と1/2面、あるいは2/3面と1/3面、1/3面と1/3面と1/3面のように全面を分割予約して利用はできません。
- (6)体育室での各種運動器具の数には限りがあります。また、カーテンの開閉など複数のサークルや個人同士で体育室を利用する際は、お互いに譲り合って利用して下さい。

4 各部屋の注意事項等

- (1)センター敷地内(第2駐車場合含む)での喫煙・飲酒は厳重に禁止します。
- (2)4階ロビー・2階プール観覧席・教養娯楽室 1・2(平日のみ可)・調理実習室以外の部屋での飲食は原則禁止です。また、飲食を主とした目的での利用はできません。
- (3)視聴覚室・教養娯楽室1以外の各部屋は楽器の演奏、コーラス等を目的としての利用は原則できません。また、センター内の各室ともに金銭の授受を伴う遊戯を目的とした利用は出来ません。
- (4)集会室でダンス、体操等を目的とした利用は第4・6・7集会室のみとなります。
- (5)視聴覚室・創造活動室・教養娯楽室1・パソコン室・調理実習室では、各室の使用目的・設置主旨に則した目的での利用をお願いします。
- (6)放送設備が設置されているのは、第5集会室のみです。
- (7)第2・3集会室と第5・6・7集会室は一体として利用できます。

- (8)各部屋で机・椅子が追加で必要な場合やホワイトボード等備品を使用する場合は、前日までに受付にお申出下さい。センター職員が机・椅子等備品を保管する倉庫を開閉しますので、利用者の皆様で搬出と後片付けをお願いします。
(防火管理上各室の定員、面積に応じた個数までとなります)

5 その他の注意事項

- (1)会議や体育行事等での利用にあたり、室内等に看板・ポスター等を掲出する場合は、事前に内容および掲出場所等をセンター職員に相談して下さい。
また、八王子市広報やその他広報紙等で、利用者が主催される行事を告知する際もセンターまで事前に連絡をお願いします。

※掲示物等は、原則として国・東京都・市の協賛・後援の記載があるものや、市の担当する所管課からの依頼文が必要となります。

- (2)ご利用にあたっては、施錠がされていなくても利用時間以外の入室はできません。利用時間外に入室した場合、ペナルティーの対象となりますのでご注意ください。
- (3)利用確認表の利用人数については正確に記載して下さい。(利用中に職員が人数の確認に伺うことがありますのでご了承下さい。)
高齢者・障害者・ボランティア団体が利用確認表と実際の利用人数が異なっている(利用人数が10人未満)場合は、ペナルティーの対象となりますのでご注意ください。
また、10人未満の利用が続く場合は、団体の登録を取消しますのでご注意ください。
- (4)南側駐車場については3時間以内での利用となります。3時間を超える駐車が続く場合は、駐車場の利用ができなくなる場合もありますので第2駐車場をご利用下さい。
団体等で利用する場合、第2駐車場もしくは公共交通機関のご利用をお願いします。

6 利用承認できない場合

- (1)秩序を乱すおそれのあるとき

- (2)管理上支障のあるとき

- (3)営利を目的としたとき。

①企業や商店等が行う販売行為(商品説明・宣伝・販売促進・顧客説明等)

②参加費等を徴収する場合。

ただし、事業費の原価程度を参加費として徴収する場合は、参加者の負担金あるいは賛助金と判断し、営利活動とは見なしません。

③私塾(講師等が直接運営する場合)は営利活動と見なします。

ただし、会員の総意で運営(運営・活動内容の決定・指導者の選任・責任者の選任・会費

や指導者への謝礼の決定・会員の募集)されているサークルが、材料費や講師への謝礼等の目的で会費を徴収する場合は営利活動と見なしません。

- (4)礼拝・祭祀・焼香・通夜・告別式等宗教行事に関するもの。
- (5)飲食を主たる目的としたもの。
- (6)他の利用者、近隣住民に迷惑をかけるおそれのあるもの。
- (7)政治的活動を目的としたもの。
- (8)使用又は利用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるとき。
- (9)その他、市長が利用を不適當と認めたもの。

お問い合わせ

八王子市 健康医療部 成人保健課
東浅川保健福祉センター

〒193-0834 八王子市東浅川町551-1
電 話 042-667-1331
F A X 042-667-7829